



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*39 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 1

○ 人事委員会規則

*18 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 1

*19 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則 2

○ 公安委員会規則

*6 和歌山県暴力団排除条例施行規則 2

○ 告示

717 漁船損害等補償法等の規定による付保義務の発生の同意 (資源管理課) 22

718 " (") 22

719 道路の位置の指定 (都市政策課) 22

720 " (") 22

○ 公安委員会告示

31 遊泳区域の指定 22

規 則

和歌山県規則第39号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第116号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考中「和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則」の次に「（以下「施行規則」という。）」を加え、同様式備考に次のように加える。

(3) リサイクル製品が施行規則第2条第1項第4号に該当する場合にあっては、同号に該当することを具体的に説明する書類

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第14条第9号」を「第14条第1項第9号」に改める。

第17条中「第14条各号」を「第14条第1項各号」に改める。

第21条第3項中「第14条第9号」を「第14条第1項第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則を次のように定める。

平成23年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者を支援する活動を行う場合における職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第14条第1項第4号及び第17条の規定の適用については、同号中「7日」とあるのは「7日（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、10日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは、「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第14条第1項各号」とあるのは「第14条第1項各号（東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年和歌山県人事委員会規則第19号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成23年6月28日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県暴力団排除条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基準となる施設）

第2条 条例第12条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

（調査）

第3条 条例第21条の規定による説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）の求めは、説明・資料提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、書面の提出による説明又は口頭による説明のいずれかの方法を指定するものとする。
- 3 説明等を求められた者（以下「説明者」という。）は、公安委員会が口頭による説明を指定した場合を除き、説明・資料提出書（別記様式第2号）を公安委員会に提出するものとする。
- 4 公安委員会は、説明等の求めを行うに当たっては、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明の日時までに相当な期間をおくものとする。
- 5 公安委員会は、説明者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の日時に出席しないときは、説明等を拒んだものとして取り扱うものとする。
- 6 公安委員会は、第1項の事務を行うために必要な限度において、和歌山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に事前の調査を行わせることができる。

（口頭による説明の聴取）

第4条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明の方法を指定したときは、警察本部長が指定する警察職員に当該説明を聴取させ、これを録取させるものとする。

（口頭による説明の日時等の変更）

第5条 説明者（第3条第2項の規定により口頭による説明の方法を指定された者に限る。第3項において同じ）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、説明日時等変更申出書（別記様式第3号）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更するとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合であって口頭による説明の日時若しくは場所を変更しないこととしたときは、速やかに、その旨を説明日時等（変更）通知書（別記様式第4号）により、説明者に通知しなければならない。

（代理人）

第6条 説明者は、説明等を行うに当たり、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、説明者のために、説明等に関する一切の行為をすることができる。
- 3 説明者は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（別記様式第5号）を公安委員会に提出しなければならない。
- 4 説明者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したとき、又は代理人が辞任、死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、代理人解任等届出書（別記様式第6号）により、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（勧告等の方法）

第7条 条例第22条第1項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第7号）により行うものとする。

- 2 条例第22条第2項の規定による契約解除の要求は、契約解除要求書（別記様式第8号）により行うものとする。

（勧告に対する回答）

第8条 勧告を受けた者は、遅滞なく、勧告に対する回答書（別記様式第9号）を公安委員会に提出し、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 勧告に従う旨又は従わない旨
 - (2) 勧告に従わないとする場合は、その理由
- 2 公安委員会は、勧告を受けた者が相当の期間を経過しても前項に規定する回答を行わないときは、当該勧告に従わない旨の回答をしたものとして取り扱うことができる。

（勧告に係る指導）

第9条 勧告を受けてこれに従う旨を回答した者は、措置報告書（別記様式第10号）により当該勧告に係

る措置の状況を公安委員会に報告しなければならない。

- 2 公安委員会は、勧告を受けてこれに従う旨の回答をした者が当該勧告に従った措置を実行せず、若しくは遅滞し、又は措置報告書を提出しない場合は、速やかに当該勧告に従った措置を実行するよう指導することができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく、これに従わなかったときは、前項の勧告に従うことを忌避したのものとして取り扱うことができる。

(公表)

第10条 条例第23条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を和歌山県報に掲載する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 公表の対象となる者（以下「公表対象者」という。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 公表対象者（自然人に限る。）の職業及び当該公表対象者が暴力団の構成員である場合にあっては、当該暴力団の名称
- (3) 公表の原因となる事実

(意見を述べる機会の付与)

第11条 条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、公表対象者に対し、意見聴取通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、公安委員会は、意見を述べる方法について、申述書（別記様式第12号）の提出又は口頭による意見の陳述のいずれかの方法を指定するものとする。
- 3 公安委員会は、第1項の意見を述べる機会の付与に当たっては、申述書の提出期限又は口頭による意見の陳述の聴取の日時までに相当な期間をおくものとする。
- 4 公表対象者は、意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 5 公安委員会は、次の各号に掲げるときは、公表対象者が意見を述べる機会を放棄したものとみなすことができる。

- (1) 公表対象者若しくは代理人が指定された提出期限までに申述書を提出せず、又は公表対象者若しくは代理人が口頭による意見の陳述の日時に出席しなかったとき。
- (2) 口頭による意見の陳述の日時に出席した公表対象者又は代理人が意見を述べずに退場したとき。

(口頭による意見の陳述の聴取)

第12条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の陳述の方法を指定したときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見の陳述を聴取させ、これを録取させるものとする。

(口頭による意見の陳述の日時等の変更)

第13条 公表対象者（第11条第2項の規定により口頭による意見の陳述の方法を指定された者に限る。第3項において同じ。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、口頭意見陳述日時等変更申出書（別記様式第13号）により、口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の陳述の日時又は場所を変更することができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変更するとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変更しないこととしたときは、速やかに、その旨を口頭意見陳述日時等（変更）通知書（別記様式第14号）により、公表対象者に通知しなければならない。

(説明等に関する代理人の規定の準用)

第14条 第6条の規定は、条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。この場合において、第6条中「説明者」とあるのは「公表対象者」と、「説明等」とあるのは、「口頭によ

る意見の陳述」と読み替えるものとする。

(公表の中止)

第15条 公安委員会は、公表対象者から申述書の提出を受け、又は口頭による意見の陳述によって意見を聴き取った結果、公表対象者が条例第22条第1項の規定による勧告に従うに至ったと認めるときは、公表を中止することができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

施設の名称	所在地
和歌山県立紀北青少年の家	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1317番地の3
和歌山県立白崎青少年の家	日高郡由良町大字大引961番地の1
和歌山県立潮岬青少年の家	東牟婁郡串本町潮岬669番地
和歌山市立少年自然の家	和歌山市加太1907番地の2
広川町青少年の家	有田郡広川町大字下津木2088番地
白浜町青少年研修センター	西牟婁郡白浜町1番地の1
新宮市小口自然の家	新宮市熊野川町上長井398番地
和歌山市立子ども支援センター	和歌山市福町40番地

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

説明・資料提出要求書

和 公 委 第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会 印

和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第21条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求 め る 理 由	
<input type="checkbox"/> 説明・資料提出書の 提 出 期 限	年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 提 出 先	
<input type="checkbox"/> 口頭による説明の日時	年 月 日 時 分から
<input type="checkbox"/> 説 明 の 場 所	
説明又は資料の提出を 求 め る 内 容	
備 考	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注

- 1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、和歌山県暴力団排除条例第23条第1項の規定により、公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出を行うときは、併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、この説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出する資料の内容を記載して提出してください。
また、和歌山県公安委員会から提出を求められた資料を保有していない場合は、その旨を説明・資料提出書の備考欄に記載し、これを提出してください。
なお、和歌山県公安委員会が口頭による説明を求めた場合は、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 4 正当な理由がなく提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（和歌山県公安委員会が口頭による説明を求めた場合は、説明の日時に出頭しないとき。）は、和歌山県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 5 和歌山県公安委員会が口頭による説明を求めた場合であって、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときは、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができますので、あなたの住所及び氏名、この説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに申出事項、申出内容及び申出理由を記載した説明日時等変更申出書を和歌山県公安委員会に提出してください。
- 6 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人を選任したときは、あなたの住所及び氏名、この説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びにあなたとの関係を記載した代理人選任届出書を和歌山県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

説 明 ・ 資 料 提 出 書

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

和歌山県暴力団排除条例施行規則 (平成23年和歌山県公安委員会規則第 6 号) 第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付	和 公 委 第 号 年 月 日
説明又は提出する資料の内容	
備 考	

注

- 1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 資料の提出をする場合は、この提出書とともに、資料となるべき書類又は物件を提出すること。
- 3 和歌山県公安委員会から提出を求められた資料を保有していない場合は、その旨を備考欄に記載の上、この書類を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

説明日時等変更申出書

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

和歌山県暴力団排除条例施行規則 (平成23年和歌山県公安委員会規則第 6 号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付		和 公 委 第 号 年 月 日				
変 更 申 出 事 項		<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更				
申出内容	変 更 前	日 時	年 月 日 時 分から			
		場 所				
	変 更 希 望	日 時	① 年 月 日 時 分から ② 年 月 日 時 分から ③ 年 月 日 時 分から			
		場 所				
変 更 申 出 の 理 由						

注

- 1 変更申出事項欄については、該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 変更希望日時の欄の①から③までには、口頭で説明する日時を希望する順に記入すること。
- 3 申出の理由を証明する資料 (医師の診断書等) があれば、添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

説明日時等(変更)通知書

和 公 委 第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会 印

和歌山県暴力団排除条例施行規則（平成23年和歌山県公安委員会規則第 6 号）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付	和 公 委 第 号 年 月 日
----------------------------	--------------------

変更決定

変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更		
変更内容	変更前	日 時	年 月 日 時 分 から
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分 から
		場 所	

不変更決定

口頭による説明の日時及び場所を 変 更 し な い 理 由	
----------------------------------	--

注

- 1 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 7 号 (第 7 条関係)

勸 告 書

和 公 委 第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会 [印]

和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第22条第 1 項の規定により、次のとおり勸告します。

なお、この勸告に従う旨又は従わない旨について、書面により 年 月 日までに回答してください。

<p>勸 告 の 内 容</p> <p>※措置期限も含めて記載</p>	
<p>勸告の原因となる事実</p>	

- この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、和歌山県暴力団排除条例第23条第 1 項の規定により、氏名又は商号若しくは屋号及び住所又は所在地、勸告の内容などを公表するとともに、同条例第23条第 3 項の規定により、県が行う入札に参加させない措置をとることがあります。
- この勸告に従うか否かを勸告に対する回答書 (別記様式第 9 号) により回答してください。
- 勸告に従う場合、勸告に基づいて講じた措置を措置報告書 (別記様式第10号) により 年 月 日までに報告してください。措置報告書が提出先に到達したときをもって、報告が行われたものとします。
- 回答書 (又は措置報告書) の提出先

{ }

注

- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 8 号 (第 7 条関係)

契 約 解 除 要 求 書

和 公 委 第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会 印

和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第22条第2項の規定により、次のとおり契約の解除を要求します。

契約解除の要求の相手方	
契約解除の要求の理由	
契約解除の要求の内容	
備 考	

注

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

別記様式第 9 号 (第 8 条関係)

勧告に対する回答書

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

私に対する勧告について、和歌山県暴力団排除条例施行規則（平成23年和歌山県公安委員会規則第6号）第8条第1項の規定により、次のとおり回答します。

勧告書の番号及び日付	和 公 委 第 号 年 月 日
------------	--------------------

勧告に従う。

勧告に従わない。

勧告に従わない理由	
-----------	--

注

- 1 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号 (第 9 条関係)

措 置 報 告 書

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(印)

和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第22条第1項の規定に基づき、下記勧告書により勧告を受けましたが、措置結果については、是正措置を明らかにする資料の写しを添えて、下記のとおり報告します。

勧 告 書 の 番 号 及 び 日 付	和 公 委 第 号 年 月 日
勧 告 の 内 容	
講 じ た 措 置	

注

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

別記様式第11号 (第11条関係)

(表)

意見聴取通知書

和 公 委 第 年 月 号
日

殿

和歌山県公安委員会 印

和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第23条第2項の規定により、意見を述べる機会を与えますので、和歌山県暴力団排除条例施行規則（平成23年和歌山県公安委員会規則第6号）第11条第1項の規定により通知します。

予定される公表の内容	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
<input type="checkbox"/> 申述書の提出期限	年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 口頭による意見の陳述の聴取の日時	年 月 日 時 分から
<input type="checkbox"/> 聴取の場所	
申述書及び証拠の提出先	
備 考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注

- 1 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- 3 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

意見聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、この意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の陳述の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 正当な理由がなく提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の陳述の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき、又は出頭したが意見を述べずに退場したとき。）は、和歌山県公安委員会は、意見がないものとして取り扱います。
- 3 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 4 口頭による意見の陳述が行われる場合であって、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときには、口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができますので、あなたの住所及び氏名、この意見聴取通知書の番号及び日付並びに申出事項、申出内容及び申出理由を記載した口頭意見陳述日時等変更申出書を和歌山県公安委員会に提出してください。
- 5 意見を述べる機会に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人を選任したときは、あなたの住所及び氏名、この意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びにあなたとの関係を記載した代理人選任届出書を和歌山県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の陳述の日時に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

別記様式第12号 (第11条関係)

申 述 書

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

和歌山県暴力団排除条例施行規則 (平成23年和歌山県公安委員会規則第 6 号) 第11条第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

<p>意見聴取通知書の 番号及び日付</p>	<p>和 公 委 第 号 年 月 日</p>
<p>公表の原因となる事実 その他当該事実の内容 についての意見</p>	
<p>備 考</p>	

注

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第13号 (第13条関係)

口頭意見陳述日時等変更申出書

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

①

和歌山県暴力団排除条例施行規則 (平成23年和歌山県公安委員会規則第6号) 第13条第1項の規定により、次のとおり口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の 番号及び日付		和 公 委 第 号 年 月 日	
変 更 申 出 事 項		<input type="checkbox"/> 日時の変更	<input type="checkbox"/> 場所の変更
		<input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更	
申出内容	変 更 前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変 更 希 望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

注

- 1 変更申出事項欄については、該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別記様式第14号 (第13条関係)

口頭意見陳述日時等(変更)通知書

和 公 委 第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会 印

和歌山県暴力団排除条例施行規則 (平成23年和歌山県公安委員会規則第 6 号) 第13条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	和 公 委 第 年 月 号 日
--------------------	-----------------

変更決定

変 更 事 項		<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更
変更内容	変更前	日 時 年 月 日 時 分
		場 所
	変更後	日 時 年 月 日 時 分
		場 所

不変更決定

日 時 及 び 場 所 を 変 更 し な い 理 由	
--------------------------------	--

注

- 1 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

告 示

和歌山県告示第717号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成23年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 和歌浦加入区

和歌山県告示第718号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成23年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 那智加入区

和歌山県告示第719号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3139	有田市宮原町道字松ノ本694番の一部、691番1の一部、691番4、水路	有田市糸我町西558 株式会社南元 代表取締役 宮井俊行	平成 23. 6. 20	6. 00	74. 04

和歌山県告示第720号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3143	有田市辻堂字西瀬377番の一部	有田市宮崎町334番地の1 桑原勇治	平成 23. 6. 20	5. 00	35. 00

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成23年6月28日

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太(北丁)地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成23年6月30日から同年8月31日まで
浪早ビーチ海水浴場	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成23年7月1日から同年8月31日まで
浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原(字山谷)地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示さ	同 上

		れた区域内	
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成23年7月2日から 同年8月28日まで
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字大長井)地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成23年7月8日から 同年8月21日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成23年7月9日から 同年8月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町(崎ノ北)地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成23年7月16日から 同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町(江津良)地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上